

独占禁止法審査手続についての懇談会
「論点整理」に含まれていない意見及び考慮事項

平成26年6月12日
内閣府 大臣官房
独占禁止法審査手続検討室

独占禁止法審査手続についての懇談会
「論点整理」に含まれていない意見及び考慮事項

論点整理に記載された事項のほか、本懇談会において表明された出席者からの意見及び考慮事項について、以下のとおり列挙する。

意見及び考慮事項の発言者については、以下のように文頭に標記している。

○：委員

□：公正取引委員会を除くヒアリング出席者

■：公正取引委員会

(1) 処分前手続¹における防御権確保のための期間

- 防御の機会を有意義なものとするためには、十分な告知と準備の期間が必要であるから、意見申述及び証拠提出のための期間として「30日を下回らない期間」のような下限を定めるべきである。
- 意見申述及び証拠提出のための期間として、少なくとも45～60日は必要である。

(2) 処分前手続における証拠の閲覧・謄写

- 処分前手続において、他社提出物件の謄写が認められるべきである。
- 公正取引委員会が認定した事実を否定し得る証拠の閲覧・謄写を法律で明示的に認めるべきである。
- 立入検査において、あらゆる書類が留置されることとなるため、刑事訴訟法を参考としつつ、企業にとって有利な証拠についても限定的な開示が認められるべき。
- 公正取引委員会の命令が出される前の段階で、当事者が全ての証拠の開示を請求する権利があることを明記するよう要請する。EUでは、異議告知書が出された段階で、事件関係人に対して全ての事件記録へのアクセス権が認められている。
- 意見聴取手続における証拠の閲覧及び謄写については、平成25年独占禁止法改正法により整備され、未施行であることから、現時点において更なる検討を行うことは適当ではない。
- 意見聴取手続の詳細については、今後、公正取引委員会規則で定める予定であるが、そもそも、意見聴取手続は、訴訟段階における手続とは異なり、行政処分を行う前に相手方に処分内容を知らせ、それに対する意見を聞くものであり、証拠の閲覧・謄写は公正取引委員会が考える処分内容について、それがどのような証拠によって支えられているかを知ることによって意見聴取を実質化する趣旨で行われるものである。

¹ 公正取引委員会が処分をしようとする場合において、当該処分の名宛人となるべき者に対して、予定している命令の案を送付して意見申述や証拠提出の機会を付与する手続。

(3) 処分前手続以降における秘密保持

- 公正取引委員会が収集した証拠について、諸外国での取扱いと同様に、第三者に対して開示しない義務を負うべきである。
- 違反行為の立証に必要となる部分を除き、事業者の秘密等に係る部分はマスキングして証拠を提出しているなど、事業者の秘密等に係る部分については配慮している。

(4) 警告手続

- 警告手続に関して、事後的な不服申立手段を設けるとともに、警告が法律違反の認定を確定するものでないことを明確化すべきである。
- 事前に意見申述や証拠提出の機会が確保されており、提出された意見等を踏まえて警告が行われている。警告・公表の内容が不当だと考えるのであれば、自社のウェブサイトで反論することも可能であり、公正取引委員会が行う警告の公表文等に関係事業者等の主張を記載する必要はない。

(5) 無過失損害賠償責任

- 平成 25 年独占禁止法改正法により公正取引委員会が行う審判制度が廃止され、排除措置命令が通常の行政処分となることから、無過失損害賠償責任の規定（独占禁止法第 25 条）を廃止すべきである。

(6) 個別事案における経済学的分析の活用

- 公正取引委員会は、経済分析の専門家を確保した上で、個別事案での公正取引委員会の判断において経済分析を根拠とすべきである。
- 事件関係人に対して、主張を立証するための経済分析、専門家の報告書及び証拠を提出する機会が与えられるべきである。

(7) 課徴金の延滞金利

- 課徴金の延滞時の金利が年 14.5%と極めて高いことから、課徴金の金利及び算定方法が見直されるべきである。